

高松市監査委員告示第11号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年3月29日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 高松市監査委員 | 木 | 田 | 一 | 彦 |
| 同 | 大 | 西 | | 均 |
| 同 | 大 | 西 | | 智 |
| 同 | 山 | 下 | | 誠 |

監査結果に基づく措置通知

(包括外部監査)

(令和6年3月29日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成14年度

監査テーマ1 徴税事務の執行について

| 措置通知No. | 区分※ | 項目 | 報告書該当ページ | 所管課等 | | 措置通知日 |
|---------|-----|-----------------------|----------|------|-----|---------|
| 1 | 指摘 | 執行停止処分の決定を滞納者に通知すべきもの | P36 | 財政局 | 納税課 | R6.2.28 |

監査実施年度 平成23年度

監査テーマ 高松市のライフインフラとしての福祉

| 措置通知No. | 区分※ | 項目 | 報告書該当ページ | 所管課等 | | 措置通知日 |
|---------|-----|--|----------|-------|--------|---------|
| 2 | 意見 | 要綱の見直しと見直し経過の文書化について（重度障害者（児）日常生活用具給付事業） | P137 | 健康福祉局 | 障がい福祉課 | R6.2.22 |
| 3 | 意見 | 助成対象や必要性・助成水準の検討と検討結果の文書化保存について（心身障害者扶養共済制度掛金助成事業） | P156 | | | |

監査実施年度 平成27年度

監査テーマ 情報システムに関する事務の執行について

| 措置通知No. | 区分※ | 項目 | 報告書該当ページ | 所管課等 | | 措置通知日 |
|---------|-----|--|----------|------|----------------------|---------|
| 4 | 指摘 | 「情報化推進施策業務調査票（業績測定評価シート）」が作成されていないことについて | P62 | 教育局 | 総合教育センター ICT教育推進室 | R6.2.28 |
| 5 | 指摘 | 情報化評価シートが作成されていないことについて | P66 | | | |
| 6 | 指摘 | 委託業者との間で合意が求められているSLAが作成されていないことについて | P66 | | | |
| 7 | 指摘 | プロジェクト終了判定チェックリストが作成されていないことについて | P67 | | | |

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

| 措置通知 No. | 区分※ | 項目 | 報告書該当ページ | 所管課等 | | 措置通知日 |
|----------|-----|---|----------|------|----------------------|---------|
| 8 | 指摘 | 「情報化推進施策業務調査票（事後評価シート）」が作成されておらず、事後評価が行われていないことについて | P67 | 教育局 | 総合教育センター ICT教育推進室 | R6.2.28 |
| 9 | 指摘 | 課題一覧が作成されていないことについて | P68 | | | |

監査実施年度 平成30年度

監査テーマ 教育及び子育てに関する財務事務の執行について

| 措置通知 No. | 区分※ | 項目 | 報告書該当ページ | 所管課等 | | 措置通知日 |
|----------|-----|--------------------------|----------|-------|----------------------|---------|
| 10 | 意見 | 子育て支援事業の評価と見直しについて | P33 | 健康福祉局 | 子育て支援課 | R6.3.1 |
| 11 | 意見 | 働き方改革におけるTENSクラウドの運用について | P186 | 教育局 | 総合教育センター ICT教育推進室 | R6.2.28 |

監査実施年度 令和元年度

監査テーマ3 高松市の空き家に関連する政策

| 措置通知 No. | 区分※ | 項目 | 報告書該当ページ | 所管課等 | | 措置通知日 |
|----------|-----|---|----------|-------|----------|---------|
| 12 | 指摘 | 調査報告書に調査対象家形累計を拡大した旨を記載することについて（空き家等実態調査業務委託） | P165 | 市民政策局 | くらし安全安心課 | R6.2.28 |

監査実施年度 令和2年度

監査テーマ 持続可能な財政運営

| 措置通知 No. | 区分※ | 項目 | 報告書該当ページ | 所管課等 | | 措置通知日 |
|----------|-----|-------------------|----------|-------|--------|--------|
| 13 | 意見 | 児童館の今後の在り方の検討について | P101 | 健康福祉局 | 子育て支援課 | R6.3.1 |

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 令和3年度

監査テーマ 高松市の契約・選定事務

| 措置通知No. | 区分※ | 項目 | 報告書該当ページ | 所管課等 | | 措置通知日 |
|---------|-----|---|----------|-------|--------|--------|
| 14 | 意見 | 拠点の間でのサービス水準の比較評価を行うことについて（地域子育て支援拠点事業） | P133 | 健康福祉局 | 子育て支援課 | R6.3.1 |
| 15 | 意見 | 委託を変更すべき基準をあらかじめ想定しておくことについて（地域子育て支援拠点事業） | P133 | | | |

監査実施年度 令和4年度

監査テーマ 高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

| 措置通知No. | 区分※ | 項目 | 報告書該当ページ | 所管課等 | | 措置通知日 |
|---------|-----|--|----------|---------|-------|--------|
| 16 | 指摘 | 株主名簿を作成することについて（有限会社香南町農業振興公社） | P107 | 創造都市推進局 | 農林水産課 | R6.3.4 |
| 17 | 指摘 | 通帳残高と帳簿残高が一致していなかったことについて（有限会社香南町農業振興公社） | P108 | | | |

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものを。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものを。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

| | | |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度/ 監査テーマ | 平成14年度/徴税事務の執行について | |
| 区 分 | 指 摘 | |
| 指 摘 の 項 目 | 執行停止処分の決定を滞納者に通知すべきもの | |
| 指 摘 の 内 容 | 執行停止処分が決定された場合は滞納者へその旨を通知することとなっているが（地方税法第15条の7第2項）、これを行っていない。執行停止処分は滞納者にとっても重要な事実であり、その旨を知らせるべきであり、今後、適正な事務手続を行うことが必要である。 | |
| 報告書該当 ページ | P36 | |
| 報告書への リンク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/hokatsu2002.zei.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和6年2月28日 |
| 所管課等 | 財政局 納税課 |
| 措置結果 | 本件指摘事項については、令和5年10月1日以降に行った執行停止処分から、滞納者に対し文書で通知するよう改め、適正に事務処理を行っている。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

| | | |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉 | |
| 区 分 | 意 見 | |
| 意見の項目 | 要綱の見直しと見直し経過の文書化について（重度障害者（児）日常生活用具給付事業） | |
| 意見の内容 | 利用者のアンケートを行うとともに、日用品ごとの利用頻度、限度額を超える割合と自己負担額、耐用年数以内の損耗率等を分析するなどにより、施策が今日的情勢にも合致しているかの検討が必要である。そのうえで、要綱の内容が適当か、適宜の見直しと見直し経過の文書化による保管が必要である。 | |
| 報告書該当 ページ | P137 | |
| 報告書への リンク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/ho-katsu.files/ho2011222.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和6年2月22日 |
| 所管課等 | 健康福祉局 障がい福祉課 |
| 措置結果 | <p>本件意見については、令和2年度以降、日常生活用具の種目及び限度額について、年度ごとに中核市及び県内市町の状況を調査するとともに、利用者や事業者からの意見等を踏まえた上で、適宜、高松市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱の見直しを行っている。</p> <p>また、携帯用会話補助装置において、対象製品として「アプリ」を追記するなど、今日的情勢への対応も行っている。</p> <p>なお、見直しの経過及び結果については、文書化した上で保存している。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

| | | |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉 | |
| 区 分 | 意 見 | |
| 意見の項目 | 助成対象や必要性・助成水準の検討と検討結果の文書化保存について（心身障害者扶養共済制度掛金助成事業） | |
| 意見の内容 | 心身障害者扶養共済制度は香川県が実施している。共済は、相互間での扶助を原則とするが、制度自体に香川県の一般会計から支出されており、掛金の割に年額支給額が多くなるケースが多いと考えられる。助成額は異なるものの、所得要件自体はないこと、障害程度の制限がないことから、市がその掛金まで助成する必要性は薄い。対象や必要性と助成水準についての再考が望まれ、その検討結果は決定の合理性を示すものとして文書化し、保管される必要がある。廃止も視野に入れた検討が望まれる。 | |
| 報告書該当 ページ | P156 | |
| 報告書への リンク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和6年2月22日 |
| 所管課等 | 健康福祉局 障がい福祉課 |
| 措置結果 | <p>本件意見については、令和4年6月に中核市及び県内市町の助成実施状況を調査するとともに、本市の助成対象や必要性、助成水準、事業の廃止や縮小などについて、検討した結果、中核市では約3分の1、県内市町では約2分の1の自治体を実施している状況や、代替性を有する事業がないことなどから、継続して実施することとした。</p> <p>なお、検討結果については、文書化した上で保存し、今後も、中核市や県内市町の動向を注視しながら、検討することとしている。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

| | | |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について | |
| 区 分 | 指 摘 | |
| 指 摘 の 項 目 | 「情報化推進施策業務調査票（業績測定評価シート）」が作成されていないことについて | |
| 指 摘 の 内 容 | 業務主管課に作成が要請されている「情報化推進施策業務調査票（業績測定評価シート）」が作成されていない。 | |
| 報告書該当 ペ ー ジ | P62 | |
| 報告書への リ ン ク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/ho-katsu.files/ho2015222.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|---------|---|
| 措置通知日 | 令和6年2月28日 |
| 所 管 課 等 | 教育局 総合教育センター ICT教育推進室 |
| 措 置 結 果 | 本件指摘事項については、令和5年9月の高松市教育情報通信ネットワークシステムの更新に伴い、同システム調達前の4年9月に、情報化推進施策業務調査票（業績測定評価シート）に替わる調査票として、デジタル関連施策調査票を作成し、評価を行っている。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

| | | |
|--------------------|---|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について | |
| 区 分 | 指 摘 | |
| 指 摘 の 項 目 | 情報化評価シートが作成されていないことについて | |
| 指 摘 の 内 容 | 業務主管課に作成が要請されている情報化評価シートが作成されていない。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | P66 | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/ho-katsu.files/ho2015222.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-----------|---|
| 措 置 通 知 日 | 令和6年2月28日 |
| 所 管 課 等 | 教育局 総合教育センター ICT教育推進室 |
| 措 置 結 果 | 本件指摘事項については、令和5年9月の高松市教育情報通信ネットワークシステムの更新において、平成30年1月4日付けで改定した情報システム調達ガイドラインに基づき、情報化評価シートの内容を含む情報化事後評価シートを令和5年11月に作成し、評価を行っている。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

| | | |
|--------------------|---|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について | |
| 区 分 | 指 摘 | |
| 指 摘 の 項 目 | 委託業者との間で合意が求められているSLAが作成されていないことについて | |
| 指 摘 の 内 容 | 委託業者との間で合意が求められているSLAが作成されていない。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | P66 | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/ho-katsu.files/ho2015222.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-----------|---|
| 措 置 通 知 日 | 令和6年2月28日 |
| 所 管 課 等 | 教育局 総合教育センター ICT教育推進室 |
| 措 置 結 果 | 本件指摘事項については、令和5年9月の高松市教育情報通信ネットワークシステムの更新において、SLA（サービスレベル合意書）を作成し、委託業者と契約を締結している。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

| | | |
|--------------------|---|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について | |
| 区 分 | 指 摘 | |
| 指 摘 の 項 目 | プロジェクト終了判定チェックリストが作成されていないことについて | |
| 指 摘 の 内 容 | 業務主管課に作成が要請されているプロジェクト終了判定チェックリストが作成されていない。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | P67 | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/ho-katsu.files/ho2015222.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-----------|---|
| 措 置 通 知 日 | 令和6年2月28日 |
| 所 管 課 等 | 教育局 総合教育センター ICT教育推進室 |
| 措 置 結 果 | 本件指摘事項については、令和5年9月の高松市教育情報通信ネットワークシステムの更新において、平成30年1月4日付けで改定した情報システム調達ガイドラインに基づき、これまでのプロジェクト終了判定チェックリストに替わるプロジェクト完了合否判定書を令和5年11月に作成し、完了の適正性を確認している。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

| | | |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について | |
| 区 分 | 指 摘 | |
| 指 摘 の 項 目 | 「情報化推進施策業務調査票（事後評価シート）」が作成されておらず、事後評価が行われていないことについて | |
| 指 摘 の 内 容 | 業務主管課に作成が要請されている「情報化推進施策業務調査票（事後評価シート）」が作成されておらず、事後評価が行われていない。 | |
| 報告書該当 ペ ー ジ | P67 | |
| 報告書への リ ン ク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/ho-katsu.files/ho2015222.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|---------|---|
| 措置通知日 | 令和6年2月28日 |
| 所 管 課 等 | 教育局 総合教育センター ICT教育推進室 |
| 措 置 結 果 | 本件指摘事項については、令和5年9月の高松市教育情報通信ネットワークシステムの更新において、平成30年1月4日付けで改定した情報システム調達ガイドラインに基づき、情報化事後評価シートを令和5年11月に作成し、事後評価を行っている。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

| | | |
|--------------------|---|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について | |
| 区 分 | 指 摘 | |
| 指 摘 の 項 目 | 課題一覧が作成されていないことについて | |
| 指 摘 の 内 容 | 業務主管課に作成が要請されている課題一覧が作成されていない。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | P68 | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/ho-katsu.files/ho2015222.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-----------|--|
| 措 置 通 知 日 | 令和6年2月28日 |
| 所 管 課 等 | 教育局 総合教育センター ICT教育推進室 |
| 措 置 結 果 | <p>本件指摘事項については、令和5年9月の高松市教育情報通信ネットワークシステムの更新において、平成30年1月4日付けで改定した情報システム調達ガイドラインに基づき、情報化事後評価シートを令和5年11月に作成し、課題の抽出を検討したが、課題はなかったため、課題一覧の作成には至らなかった。</p> <p>今後とも、情報化事後評価シートを活用し、課題の抽出や整理を行うこととした。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

| | | |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について | |
| 区 分 | 意 見 | |
| 意見の項目 | 子育て支援事業の評価と見直しについて | |
| 意見の内容 | <p>高松市子ども・子育て支援推進計画「高松すくすく子育てプラン」の各事業の実施結果の評価は、「高松市子ども・子育て支援推進計画に基づく取組事業推進状況一覧表」にとりまとめられている。</p> <p>(略)</p> <p>法定の事業は必ず実施しないとイケないが、法定ではない事業で、市民の生活に支障がなくかつ、利用者が少ない事業や、他の事業と重複するような事業は、随時、見直していくことが必要である。</p> <p>また、決算額の中には、健康福祉局で管理していない、正規職員の人件費は含まれていない。</p> <p>(略)</p> <p>コストがかかっていないように見えて、実は高い人件費コストがかかっていてもわからない状況である。人件費コストを考慮した評価、見直しが望ましい。</p> | |
| 報告書該当 ページ | P33 | |
| 報告書への リンク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/ho-katsu.files/ho300219.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和6年3月1日 |
| 所管課等 | 健康福祉局 子育て支援課 |
| 措置結果 | <p>本件意見について、高松市子ども・子育て支援推進計画に基づく事業は、毎年、事業の成果や妥当性、有効性、効率性に関する主観的評価を踏まえ、高松市行政評価基本方針に基づく事務事業評価を実施している。</p> <p>事務事業評価においては、事業費に職員人件費を加えて評価しており、事業がより効率的・効果的に実施できるよう、施策・事業の優先度や重点化の決定、事務事業の改革・改善、取捨選択等を含めた継続的な見直しに取り組んでいる。</p> <p>この事務事業評価の結果、令和2年3月に策定した「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（令和2年度～6年度）」では、計画に基づく事業数は、平成29年度の275事業から、8事業を廃止するとともに、21事業を新規登載したことにより、288事業となっており、今後においても、人件費に係るコストも加味した事務事業評価を適切に行い、評価結果を踏まえ、適宜、事業の見直しに取り組んでいくこととしている。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

| | | |
|------------------|--|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について | |
| 区 分 | 意 見 | |
| 意見の項目 | 働き方改革におけるTENSクラウドの運用について | |
| 意見の内容 | <p>学校におけるセキュリティ向上、個人情報保護の観点から、市では高松市教育情報通信ネットワークシステム（TENS）を活用したクラウドシステムを構築している。これにより、情報が一元管理されるとともに、教員等は外部接続により在宅での業務も可能となった。この点、働く場所と時間を自由にコントロールでき、教員等にとっての働き方改革の一助となっている。例えば、子育て中の教員等にとっては、早めに帰宅し、家事が落ち着いた時間に業務を再開することができる。</p> <p>一方で、このような環境は、教員の長時間労働是正とは逆の方向の取組みであり、いつでもどこでも仕事をできる環境は便利ではあるが、勤務実態を把握しにくくしている。市は、クラウド利用の閉鎖時間を設定するなど、過度な使用とならないよう対策を講じる必要がある。</p> | |
| 報告書該当 ページ | P186 | |
| 報告書への リンク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和6年2月28日 |
| 所管課等 | 教育局 総合教育センターICT教育推進室 |
| 措置結果 | <p>本件意見については、令和5年9月に開催した園長・校長・副校長研修会において、TENSクラウドにおける外部接続利用時間の確認方法を周知し、時間外勤務の多い教員を把握した場合には、3年5月17日付けで小・中学校長宛てに発出した「教職員の健康管理について」の通知に基づき、面談を行うことで、TENSクラウドが過度に利用されないよう、適切に対応している。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

| | | |
|------------------|--|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 令和元年度／高松市の空き家に関連する政策 | |
| 区 分 | 指 摘 | |
| 指 摘 の 項 目 | 調査報告書に調査対象家形累計を拡大した旨を記載することについて（空き家等実態調査業務委託） | |
| 指 摘 の 内 容 | 委託事業の調査報告書19ページには、空き家の数について、平成26年度の5,868件から平成30年度には8,289件と41.3%増加していると記載されている。しかし、調査対象とした総家形数は、平成26年度が142,625件であったことに比べ、平成30年度は184,014件であり、その要因は、名称のある建物や事業所について、平成26年度調査では対象外であったものが、平成30年度には調査対象とされたためとのことである。前回の調査と比較するうえでも、調査対象家形累計の拡大について記載することが望ましい。 | |
| 報告書該当 ペ ー ジ | P165 | |
| 報告書への リ ン ク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021303.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|---------|---|
| 措置通知日 | 令和6年2月28日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 くらし安全安心課 |
| 措 置 結 果 | <p>本件指摘事項については、平成30年度の委託業務の成果物である調査報告書を修正することは困難であるが、令和4年度調査においては、平成30年度と調査対象家形は同じであり、適正に事務処理を行っている。</p> <p>なお、委託事業者のシステムの関係上、建物総数の計算仕様が、30年度調査とは異なっていたことから、比較できるよう、数値を再算定の上、報告してもらい、調査対象家形が同じとなるよう改めた。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

| | | |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 令和2年度／持続可能な財政運営 | |
| 区 分 | 意 見 | |
| 意見の項目 | 児童館の今後の在り方の検討について | |
| 意見の内容 | 児童館については、再編も含め、今後のあり方について、検討が望まれる。 | |
| 報告書該当 ページ | P101 | |
| 報告書への リンク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/syuseihokatsu20210125.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-------|---|
| 措置通知日 | 令和6年3月1日 |
| 所管課等 | 健康福祉局 子育て支援課 |
| 措置結果 | <p>本件意見に係る児童館については、小学生が放課後児童クラブなどで利用しているほか、未就学児とその保護者や中高生の居場所として機能しているが、使用料等の収益がなく、国が人員配置等の基準を定めていることから、民間委託による効率的な運営は困難であるものと判断し、施設の統廃合による効率化等を図りながら、今後も継続して運営することとした。</p> <p>なお、川東児童館は、施設の老朽化と利用者数の減少を踏まえ、令和4年度末に廃止した。</p> <p>また、新居・吉光の2児童館は、人権・啓発や交流の拠点である隣保館と立地が離れているため、利用者間の交流や職員の連携が図りにくいほか、施設の運営経費の重複や老朽化などの課題があったことから、4年4月に、新居児童館と国分寺文化センターを統合し、6年4月に、吉光児童館と吉光文化センターを統合することとしている。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

| | | |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 令和3年度／高松市の契約・選定事務 | |
| 区 分 | 意 見 | |
| 意見の項目 | 拠点の間でのサービス水準の比較評価を行うことについて（地域子育て支援拠点事業） | |
| 意見の内容 | 拠点の間で、サービスの水準に大きな差がないか、委託事業者から提出される実施報告書などを基に、プロポーザルの評価項目を参考に、評価項目を設け、比較評価を行うことが望まれる。 | |
| 報告書該当 ページ | P133 | |
| 報告書への リンク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20220225houkatsukekka.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和6年3月1日 |
| 所管課等 | 健康福祉局 子育て支援課 |
| 措置結果 | <p>本件意見については、地域子育て支援拠点間で、サービスの水準に大きな差が出ないように、国の地域子育て支援拠点事業実施要領やプロポーザルの評価項目等を参考に、令和6年2月に、地域子育て支援拠点事業評価チェックリストを作成し、5年度分から、委託先から提出された実施報告書やヒアリング等を基に、事業実施内容に関し、評価することとした。</p> <p>また、委託先から毎月提出される事業報告書の確認や、施設訪問時の実地確認により、日頃から事業の実施状況の把握に努め、必要に応じ指導等を行っている。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指摘又は意見

| | | |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 令和3年度／高松市の契約・選定事務 | |
| 区 分 | 意 見 | |
| 意見の項目 | 委託を変更すべき基準をあらかじめ想定しておくことについて（地域子育て支援拠点事業） | |
| 意見の内容 | 当初プロポーザルによる選定評価は永続するものではなく、どのような場合に、委託先を変更すべきなのか、あらかじめ想定しておくことが望まれる。 | |
| 報告書該当 ページ | P133 | |
| 報告書への リンク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20220225houkatsukekka.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|---------|--|
| 措置通知日 | 令和6年3月1日 |
| 所 管 課 等 | 健康福祉局 子育て支援課 |
| 措置結果 | <p>本件意見については、プロポーザルの募集時に、地域子育て支援拠点事業業務委託提案公募要領において、適切な事業運営が認められる場合に、次年度以降も継続して委託することがあると規定していることから、年度末に委託先から提出された実施報告書等で適切な事業運営であることを確認した上で、次年度の委託契約について事前協議し、1年間ごとの委託契約を締結している。</p> <p>また、委託契約書には、契約の不履行や不正行為、契約事項違反などの要件に該当するときは、契約を解除することができる旨の「委託者の契約解除権等」を規定するなど、委託先を変更すべきかどうかについては、個別に判断し、対応していくこととしている。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

指摘又は意見

| | | |
|--------------------|---|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 令和4年度／高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について | |
| 区 分 | 指 摘 | |
| 指 摘 の 項 目 | 株主名簿を作成することについて（有限会社香南町農業振興公社） | |
| 指 摘 の 内 容 | 会社法第121条で、株主名簿の作成は義務付けられており、当該団体のような特例有限会社においてもそれは変わらない。株主名簿を整備せずに放置しておく会社法第976条によって1,000千円以下の過料になる場合もあるため、速やかに作成・保管すべきである。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | P107 | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20230202houkatsugaibukekka.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-----------|---|
| 措 置 通 知 日 | 令和6年3月4日 |
| 所 管 課 等 | 創造都市推進局 農林水産課 |
| 措 置 結 果 | 本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、株主名簿を作成し、適正に保管することとした。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

指摘又は意見

| | | |
|--------------------|---|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 令和4年度／高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について | |
| 区 分 | 指 摘 | |
| 指 摘 の 項 目 | 通帳残高と帳簿残高が一致していなかったことについて（有限会社香南町農業振興公社） | |
| 指 摘 の 内 容 | 通帳への記帳については、少なくとも決算時においては記帳し、通帳残高と帳簿残高を照合すべきである。また、使用しない（必要でない）預金口座については、不正利用の温床にもつながるため口座の閉鎖も検討すべきと考える。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | P108 | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20230202houkatsugaibukekka.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-----------|--|
| 措 置 通 知 日 | 令和6年3月4日 |
| 所 管 課 等 | 創造都市推進局 農林水産課 |
| 措 置 結 果 | 本件指摘事項については、令和5年3月末の決算時において、通帳残高と帳簿残高の照合を行い、残高の一致を確認した。 なお、通帳残高と帳簿残高の不一致の要因であった預金口座については、取引がないため解約した。 |